

事務連絡
令和7年4月7日

世田谷区子ども・若者部
保育認定・調整課長
渡邊 政基

令和5年度補助金・給付金に係る消費税仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日ごろから、当区の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
認可外保育施設の補助金・給付金については都への報告が義務付けられています。貴施設におかれましては以下が報告対象ですので、下記のとおりご報告くださいますようご協力お願いいたします。

記

- 1 報告対象（令和5年度分）※報告対象は2年度前の補助金です。ご注意ください。

「世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する認可外保育施設に対する緊急対応補助金」
「世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金」
「世田谷区認可外保育施設物価高騰対策給付金」

- 2 提出書類（様式はメールに添付。裏面に記載あり。）

※仕入控除額が0円の場合も提出が必要です。

※報告対象の補助金それぞれについて、一通ずつ報告書が必要です。

※税資料のみ、共通する場合は一通で構いません。

- (1) 消費税仕入控除税額報告書
- (2) 積算内訳報告書（別紙）返還がある場合
積算内訳報告書（別紙）返還がない場合 のいずれか
- (3) 必要な添付書類

- 3 提出期限

令和7年5月2日（金曜日）必着（郵送）

※上記期限までに提出できない場合はご連絡ください。

- 4 仕入控除税額が生じる事業者

- (1) 特定収入（補助金収入など資産の譲渡等の対価以外の収入）の割合が5%以下の公益法人等

(2) 公益法人等以外の事業者（免税事業者・簡易課税方式で申告している事業者を除く）

5 仕入控除税額の計算方法

(1) 一括比例配分方式により確定申告している場合

$$= \text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合}$$

(2) 個別対応方式により確定申告している場合

$$= \text{AとBの合計額}$$

$$\text{A 課税売上対応分} \quad \text{補助金額} \times 10 / 110$$

$$\text{B 共通対応分} \quad \text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合}$$

(3) 課税売上割合が95%以上の場合

$$= \text{補助金額} \times 10 / 110$$

(注) 計算式は令和元年10月1日以降の消費税の税率10%で記載しています。税率については、事業者が実際に仕入税額控除した時点の税率によって計算してください。

6 補助金・給付金に係る消費税仕入控除税額報告について

(1) 世田谷区ホームページ（※こちらからダウンロードできます。）

トップページ > 子ども・教育・若者支援 > 保育園・幼稚園など > 保育 > 事業者の方向け情報 > 認可外保育施設に関すること > 認可外保育施設に対する補助金 > 補助金・給付金に係る消費税仕入控除税額報告について

【ページID：1602】

(2) 国税庁ホームページ内パンフレット

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/shohizei_r06.pdf

7 提出先及び問合せ先

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設（届出）担当

電話 03（5432）2224

FAX 03（5432）3018